

社長、店長等、責任者様へ

● 勧告内容

- 防火管理者を選任し、かつ、防火管理者に消防計画を作成させ、届け出ること。 (消防法第8条)
※ 防火管理者は、防火管理講習の修了者などの資格を有する者を選任する必要があります。
- 避難上必要な施設()に存置された物件()を撤去すること。 (消防法第8条の2の4)
- 防火戸、防火シャッターの閉鎖の障害となる物件()は、撤去すること。 (消防法第8条の2の4)
- 防火戸、防火シャッター、避難口は、有効に機能するように管理すること。 (横浜市火災予防条例第66条)
(横浜市火災予防条例第68条)
- 定期的に消防用設備等の点検を実施し、その結果を緑消防署長に報告すること。 (消防法第17条の3の3)

● 消防法令違反が改善されない場合

今後も消防法令の違反が継続する場合、命令等の行政処分を見据えた警告へと移行することがあります。

【参考】違反処理の流れ

消防法令違反が改善されない場合は、警告の後に、行政処分である命令、警察機関への告発と続きます。

なお、いずれの段階であっても消防法令の違反を是正する義務が免れることはありません。また、**火災の危険も常に潜在しています。**

現在

警告

命令

告発

起訴

火災発生、被害拡大の危険


● 裁判例

適正に管理していなかった結果、刑事責任又は民事責任を負った事例があります。

平成19年 宝塚市カラオケボックス火災

 避難器具及び使用可能な消火器を設置せず、
従業員に対し消火訓練を実施しなかった。
元経営者


▶ **禁錮4年**

 サラダ油を過熱したまま、その場を離れた。
また、適切に初期消火できなかった。
元アルバイト店員


▶ **禁錮1年6月**

店舗所有会社
とともに、総額
約2億6千万円
の損害賠償

平成21年 高円寺南ビル火災

 火災のあった店舗内の状況を十分に把握し、点検し、
店舗経営者に対し、適切な指導を行うべきであったのに怠った。
ビル所有者
統括防火管理者

▶ **禁錮1年8月、執行猶予3年**

 店の避難口前に避難の障害となる物件を存置
消火器が使えず、熱感知器も作動しないと知りながら対策を
怠った。
元店舗経営者

▶ **禁錮2年6月、執行猶予5年**

ほかにも、新宿歌舞伎町雑居ビル火災など、「避難口の障害物の存置」や「消防用設備等の不備」等を見過ごしたことにより、多くの人命が失われた火災事例は多くあります。

あなたの所有・管理する建物や店舗に訪れる人の **命** を守るために、消防法令の遵守をお願いします。

横浜市緑消防署予防係 045-932-0119

▶発行 横浜市消防局指導課